

令和2年神審第33号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野浩出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年5月9日05時35分

石川県加賀田鼻南西方沖合

2 船舶の要目

船種	船名	遊漁船A	モーターボートB
----	----	------	----------

登録長	11.16メートル	6.31メートル
-----	-----------	----------

機関の種類	ディーゼル機関	電気点火機関
-------	---------	--------

出力	213キロワット	84キロワット
----	----------	---------

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部右舷寄りに舵輪、その前方にGPSプロッター兼魚群探知機、右舷壁際に機関遠隔操縦装置、左舷側にレーダーをそれぞれ備えた最大搭載人員が旅客12人及び船員2人のFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.4メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、令和2年5月9日05時05分石川県穴水港を発し、加賀田鼻北東方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、Aが5ノットの対水速力で航行すると、船首部が浮上を始めるようになり、13ノットの同速力で航行中、舵輪後方の椅子に腰掛けて前方を見ると、正船首方約22度の範囲に死角（以下「船首死角」という。）が生じることから、平素は、時折船首を左右に振るなどして同死角を補う見張りを行っていた。

a受審人は、GPSプロッター及びヘッドアップの0.5海里レンジとしたレーダーを作動させ、舵輪後方の椅子に腰掛けて操船に当たり、05時13分半少し前祖母ヶ浦港東防波堤灯台（以下「東防波堤灯台」という。）から299.5度（真方位、以下同じ。）6.41海里的地点で、針路を122度に定め、13.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により船首死角が生じた状態で進行した。

a受審人は、05時33分船首を左右に振って前路を一見し、他船を認めなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと考えて続航し、05時33分半東防波堤灯台から294度2.03海里的地点に達したとき、正船首600メートルのところにBを視認することができ、同船が船首を東方に向けてほとんど移動しない様子から漂泊中であることが分かり、その後同船に向首したまま衝突のお

それがあつた態勢で接近する状況であつたが、依然として、前路に航行の支障となる他船はいないものと思ひ、船首を左右に振るなど、船首死角を補う見張りを十分に行わなかつたので、このことに気付かなかつた。

こうして、a 受審人は、B を避けることなく進行中、05時35分僅か前目的の釣り場に向けるため左転を開始したところ、船首至近に同船を認め、左舵一杯として機関を全速力後進にかけたものの、及ばず、05時35分東防波堤灯台から292.5度1.71海里の地点において、Aは、船首が102度を向き、10.0ノットの速力となつたとき、その右舷船首部がBの左舷船尾部に後方から10度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風はほとんどなく、潮候はほぼ高潮時に当たり、視界は良好であつた。

また、Bは、船体中央やや後方に船尾側が開放された操舵室を配し、同室前部右舷寄りに舵輪、その前方に魚群探知機、右舷壁際に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製プレジャーモーターボート兼作業船で、船長b（小型船舶操縦士免許受有、受審人に指定されていたところ、死亡により、同指定が取り消された。）が1人で乗り組み、知人1人を同乗させ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.4メートルの喫水をもって、同日04時30分穴水町中居の係留地を発し、加賀田鼻南西方沖合の釣り場に向かつた。

b 船長は、04時50分釣り場に着いて釣りを始め、約10分に1回の割合で、機関を後進にかけて釣りポイントの修正を繰り返し、05時32分衝突地点付近で、機関を中立運転として同乗者を船尾部左舷側に配し、自身は同右舷側で右舷方を向いて釣りを再開した。

b 船長は、05時33分半衝突地点で、船首が092度を向いていたとき、左舷船尾30度600メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、釣りに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付くことなく、Aに対して避航を促す音響信号を行うことも、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けた。

こうして、b 船長は、釣りを続けながら漂泊中、05時35分僅か前至近に迫ったAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が092度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、かんざしの右側に擦過傷及び右舷外板に凹損を、Bは、操舵室外壁に脱落等をそれぞれ生じた。

#### (航法の適用)

本件は、加賀田鼻南西方沖合において、航行中のAと漂泊中のBが衝突したもので、同海域には特別法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用されるが、同法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶の間に衝突のおそれが生じた場合の航法規定がないことから、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、加賀田鼻南西方沖合において、釣り場に向けて航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、加賀田鼻南西方沖合において、釣り場に向けて航行する

場合、船首死角が生じていたのだから、前路の他船を見落とすことのないよう、船首を左右に振るなど、同死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、船首死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年3月24日

神戸地方海難審判所

審判官 下 條 正 昭